

平成30年度 市民後見人養成講座開催要項

【目 的】

認知症・知的障がい・精神障がい等の理由により、判断能力が不十分な方々のために、本人に代わって財産管理や法的な手続き等の身上監護を行う「成年後見制度」があります。

その成年後見制度の活用において、近年では親族以外の第三者（主に弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や市町村社会福祉協議会・NPO 法人等）が選任される件数が全体の7割を超えており、また超高齢社会への突入や核家族化の進行により、今後ますます成年後見制度の利用者は増加すると見込まれますが、親族や専門職等の第三者後見人だけでは成年後見人等が不足するであろうことも明らかな状況となってきています。

たとえ判断能力が不十分になっても、そのひとが“そのひとらしく”生活することができる地域の実現のため、後見業務の新たな担い手として社会貢献活動に熱意と意欲のある市民の方、及び成年後見制度についての理解を深め、成年後見人等の活動を支える地域づくりに協力いただける各法人や施設職員等を対象に「市民後見人養成講座」を実施します。

【主 催】 益田市社会福祉協議会

【開 催 日】 基礎コース（全5回） 8/23(木)・8/30(木)・9/13(木)・9/27(木)・10/11(木)

フォローアップコース（全5回） 10/25(木)・11/8(木)・11/22(木)・12/6(木)・12/20(木)

【カリキュラム】 別紙参照

【場 所】 益田市総合福祉センター（益田市須子町3-1）

【対 象 者】 益田市内に住所を有する、もしくは職場が益田市内にある23～70歳までの方で地域の福祉に貢献したいとお考えの方。会場までの交通手段を確保できる方。

※ 原則として基礎コース・フォローアップコースの全課程の受講が条件です。

養成講座の全課程を修了された方には、修了証を交付し、その中でも市民後見人としての活動を希望された方を市民後見人候補者名簿に登録いたします。

※ 希望する講座のみを受講するスポット参加も可能ですが、その場合は市民後見人としての活動はできません。

【定 員】 30名（スポット参加者を除く）

【参 加 費】 無料

【申 込 方 法】 所定の申込用紙に必要事項を記載の上、8月17日（金）までに申し込み

【申 込 先】 益田市社会福祉協議会（益田市須子町3-1 益田市総合福祉センター内）

電話 22-7256 FAX 23-4177

※ 益田市社会福祉協議会 美都支所・匹見支所でも申込を受け付けます。

【問い合わせ先】 益田市社会福祉協議会（22-7256） 担当 かわかみ はやうち 河上・早内まで